

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限の最終の学年（以下この項において「最終学年」という。）の3月分の授業料は、2月10日までに納付しなければならない。ただし、学年の中途において入学し、又は復学した日の属する月が最終学年の2月又は3月である場合は、入学又は復学した日から起算して10日を経過した日までに納付しなければならない。

第4条第2項中「前条第2項又は第3項」を「前条第3項又は第4項」に改める。

第8条中「第3条第5項本文」を「第3条第6項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県立高等学校の授業料の徴収に係る事務の円滑化を図るため、修業年限の最終の学年の3月分の授業料について、その納付期限を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。